

高齢者くらしあんしん事業のご案内



「今は元気だけど、ひとり暮らしで入院や施設入所するときに保証人を立てることができない。」
「もしも自分が死んだら、誰が、どうやって対応してくれるのか不安…。」

高齢者くらしあんしん事業は、このような将来的な心配ごとに備えるために、元気なうちに契約を結び、必要な時にサービスを利用できる事業です。

ひとり暮らしなどの高齢者とさいたま市社会福祉協議会が事前に契約し、入院や施設入所時の保証機能や支援を行います。また、判断能力の低下や死後の準備など将来的に直面する問題についても、ご相談に応じ、一緒に考えて行きます。

住み慣れた地域で、安心して自立した生活を続けることができるようお手伝いします。

社会福祉法人 さいたま市社会福祉協議会
権利擁護推進課

▶お手伝いできること

定期生活相談サービスによる見守りを基本として、入院や施設入所が必要なときには、保証人に準じたお手伝いをします。また、大切な書類等の預かりもします。

●基本提供サービス

定期生活相談サービス

- ・電話又は訪問により定期的に生活状況を確認します。
- ・日常生活のご相談に応じ、必要な情報提供や助言を行います。

●任意提供サービス

日常生活支援サービス

【日常生活支援】

- ・日常生活上の手続き援助
- ・日常生活上使用する金銭の払戻しと支払い

【入院時等支援】

- ・入院中の必要物品のお届け
- ・入院中の自宅への立ち入りと保全郵便物等のお届け 等

書類等預かりサービス

通帳、証書等の重要書類のお預かり

保証機能サービス

【入院時保証機能】

入院に際しての保証人に準ずる支援

【施設入所時保証機能】

施設入所に際しての保証人に準ずる支援

【死亡時事務手続き】

死亡時の葬儀・埋葬等に関する支援

▶利用できる方

さいたま市在住（※1）で、契約内容をしっかりと理解できる65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみ世帯の方で、次の条件をすべて満たす方

- 支援可能な親族がない
- 居住用不動産（※2）を除く資産が3,000万円以下（※3）
- 住民税が非課税又は課税総所得額が160万円以下
- 生活保護法による保護を受けていない
- 不動産収入がない
- 負債がない

※1 住民票がさいたま市にあり、実際にさいたま市に居住している方が対象です。

※2 現在、実際にお住まいの住宅を指します。

※3 個人単位の上限となります。

▶費用

預託金

預託金は、判断能力の低下等により、入院・入所費用の支払いができなくなった場合、その費用を支払うために契約時にお預かりするお金です。契約終了時に残金は返金します。

預託金の金額は、利用者ときいたま市社会福祉協議会とで契約前に相談し、決定します。

種類	金額の範囲	目安
病院への入院に係る費用	30万円～60万円	入院費用月額3か月分を目安とする
施設への入所に係る費用	0円～45万円	施設利用料の3か月分を目安とする
葬儀・埋葬等に係る費用	20万円～35万円	
その他、利用者と本会が協議の上定める費用	0円～10万円	

利用料

基本利用料として 12,000円(年額) がかかります。

その他の利用料として、各サービスの利用に応じて、下表の料金がかかります。

契約を締結するまでの相談等は無料です。

日常生活支援サービス	1時間1,500円 以降30分毎750円
書類預かりサービス	月額1,000円 月単位とし、日割計算は行わない。
保証機能サービス	1時間1,500円 以降30分毎750円

※基本利用料は前納とし、その他の利用料は、毎月月末締め翌月払いとします。

※市外への出張を伴う支援の場合、交通費実費を加算します。

